

「こおりやま御朱印めぐり～つづきの旅～」チラシ制作業務に係る企画提案審査会設置要綱
令和8年1月16日制定 [文化スポーツ観光部観光政策課]

(趣旨)

第1条 この要領は、「こおりやま御朱印めぐり～つづきの旅～」チラシ制作業務に係る企画提案審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 審査会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関する事項。
- (2) その他委員長が必要と認める事項に関する事項。

(組織等)

第3条 審査会は委員5人をもって組織する。

- 2 委員は、観光政策課長、観光政策課長補佐兼観光デザイン係長、観光政策課観光交流係3人とする。
- 3 委員が公務等の理由により審査を行うことができない場合は、その委員が所属する組織のうち、委員が指名する職員がその職を代理して行うことができるものとする。
- 4 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日までとする。

(委員長の職務等)

第4条 審査会に委員長を置く。

- 2 委員長は、観光政策課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 会議は、必要に応じ書面開催を可能とする。

(選定基準)

第6条 選定基準は、「こおりやま御朱印めぐり～つづきの旅～」チラシ制作業務に係る契約候補者選定基準に定める。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、観光政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年1月16日から施行する。
- 2 この要領は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日に、その効力を失う。